

令和 5 年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【都市魅力産業スポーツ部の財務事務について】

(令和 7 年 1 0 月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和5年度の監査テーマ

「都市魅力産業スポーツ部の財務事務について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和7年6月末日時点）

1 ページから 5 ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和7年6月末日時点）

6 ページから 22 ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
1		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	行財政改革課	措置予定	措置予定
2		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	都市魅力産業スポーツ部	検討中	検討中
3		○	課題解決に応じた施策の成果(アウトカム)の設定と、具体的活動が成果に結びつく仮説(ロジック)についての検討・検証について	都市魅力産業スポーツ部	検討中	検討中
4		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定	措置済み
5		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定	措置済み
6		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	行財政改革課	措置予定	措置予定
7		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業の周知方法について	産業総務課	措置済み	
8		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業に係る事業者の資格要件について	産業総務課	措置済み	
9		○	中小企業融資事業に係る金利水準の効果検証について	産業総務課	検討中	措置済み
10		○	新たな観光まちづくり推進事業に係る業務仕様の見直しについて	国際観光室	措置済み	
11	○		勤労市民センター整備事業に係る契約方法の検討について	労働雇用政策室	措置済み	
12		○	保健体育施設整備事業の下請業者から徴取している誓約書について	契約課・電気課	措置済み	
13		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の再委託承認願について	産業総務課	措置済み	
14	○		東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の完了確認検査について	産業総務課	措置済み	
15		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の履行確認について	産業総務課	措置済み	
16		○	就活応援窓口事業に係る実施セミナーの開催頻度や定員について	労働雇用政策室	措置済み	
17		○	ウィルチェアスポーツコート整備事業のフェンス設置に関する当初の検討不足について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	
18		○	企業経営サポート事業に係る相見積の入手について	産業総務課	措置済み	

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
19		○	企業経営サポート事業における商工会議所との連携について	産業総務課	措置済み	
20		○	高付加価値新製品開発支援事業に関連する指標の把握について	モノづくり支援室	措置済み	
21	○		高付加価値新製品開発支援事業に係る完了報告書の確認について	モノづくり支援室	措置済み	
22		○	モノづくり若年者等就業支援事業に係る求職者向け情報パンフレットの紙媒体による発刊について	労働雇用政策室	措置済み	
23		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る履行状況の把握について	モノづくり支援室	措置済み	
24		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る契約保証金免除の根拠について	モノづくり支援室	措置済み	
25	○		商工会議所補助金・委託料事業に係る委託費の積算における一般管理費について	モノづくり支援室	措置済み	
26		○	若者自立支援援助事業に係るアウトカム指標の設定について	労働雇用政策室	措置予定	措置済み
27		○	花園ラグビー場整備事業に係る費用削減効果の十分な検討について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	
28		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	モノづくり支援室	措置予定	措置予定
29		○	モノづくり教育支援事業に係る再委託の中身について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み
30		○	モノづくり教育支援事業に係るアウトカム指標の設定について	モノづくり支援室	措置済み	
31		○	魅力アピール推進経費事業に係る仕様書の明確化について	国際観光室	措置済み	
32		○	魅力アピール推進経費事業に係る目標設定と効果検証について	国際観光室	措置済み	
33		○	オーパススポーツ施設情報システム経費に係る効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
34		○	地域就労支援事業に係る効果指標の追加検討について	労働雇用政策室	措置予定	措置済み
35		○	産業振興PR経費事業に係る契約保証金の免除理由について	モノづくり支援室	措置済み	
36		○	産業振興PR経費事業に係る再委託について	モノづくり支援室	措置済み	
37		○	産業振興PR経費事業に係る目標設定について	モノづくり支援室	措置済み	

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
38	○		産業振興PR経費事業に係る完了検査について	モノづくり支援室	措置済み	
39		○	商業振興コーディネート事業に係る2年連続でのセミナー受講について	商業課	措置済み	
40		○	商業振興コーディネート事業に係る同行・立会いによる監督結果の記録について	商業課	措置予定	措置済み
41		○	商業振興コーディネート事業に係る市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について	商業課	措置予定	措置済み
42		○	商業振興コーディネート事業に係る効果指標の設定について	商業課	措置予定	措置済み
43		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る見回り実施の日付及び時間の報告について	農政課	措置中	措置済み
44		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る決算報告書の数値の正確性及び適切性について	農政課	措置中	措置済み
45		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る事業者による見積額の妥当性の検証について	農政課	措置済み	
46	○		(産業技術支援センター)委託契約の履行確認について	モノづくり支援室	措置済み	
47	○		(産業技術支援センター)市への正確な報告について	モノづくり支援室	措置済み	
48		○	(産業技術支援センター)備品管理に用いる備品マスタについて	モノづくり支援室	措置済み	
49	○		(勤労市民センター)決裁漏れについて	労働雇用政策室	措置済み	
50	○		(勤労市民センター)固定資産の除却漏れについて	労働雇用政策室	措置済み	
51	○		(勤労市民センター)備品の計上漏れについて	労働雇用政策室	措置済み	
52		○	(勤労市民センター)備品の表示について	労働雇用政策室	措置済み	
53	○		(勤労市民センター)切手と収入印紙の実査の記録について	労働雇用政策室	措置済み	
54	○		(花園ラグビー場)仕様の理解と適切な監督の実施について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	
55	○		(花園ラグビー場)収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	
56	○		(花園ラグビー場)備品登録について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
57	○		(花園ラグビー場)備品の表示について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み	
58	○		(総合体育館)決算報告書の作成誤りについて	市民スポーツ支援課	措置済み	
59	○		(総合体育館)収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	市民スポーツ支援課	措置済み	
60		○	(総合体育館)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
61	○		(総合体育館)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み	
62	○		(総合体育館)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
63		○	(スポーツホール)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
64	○		(スポーツホール)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み	
65	○		(スポーツホール)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
66		○	(東体育館)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
67	○		(東体育館)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み	
68	○		(東体育館)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
69		○	(市民ふれあいホール)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
70	○		(市民ふれあいホール)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み	
71	○		(市民ふれあいホール)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
72	○		(東大阪ツーリズム振興機構)契約規程の整備について	国際観光室	措置予定	措置予定
73		○	(東大阪ツーリズム振興機構)取引誓約書について	国際観光室	措置済み	
74		○	(東大阪ツーリズム振興機構)事業効果の検証について	国際観光室	措置中	措置中
75	○		(東大阪ツーリズム振興機構)成果品の帰属について	国際観光室	措置済み	

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
76		○	(東大阪ツーリズム振興機構)市と連携したマネジメントについて	国際観光室	措置予定	措置予定
77		○	(東大阪ツーリズム振興機構)再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	国際観光室	措置予定	措置中
78	○		(東大阪ツーリズム振興機構)賞与引当金について	国際観光室	措置済み	
79	○		(東大阪ツーリズム振興機構)支出起案書における決裁漏れについて	国際観光室	措置済み	
80		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)料金収受代行入金口座の区分管理について	モノづくり支援室	措置済み	
81		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)アウトカムを含む情報開示について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み
82		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)出先機関が実施している預金勘定残高と通帳との照合結果に関する本部の管理について	モノづくり支援室	措置済み	
83		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)共通経費の各事業への按分比率について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み
84	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)賞与引当金の計上について	モノづくり支援室	措置済み	
85	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)市への正確な報告について	労働雇用政策室・ モノづくり支援室	措置済み	
86	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)固定資産の実査について	モノづくり支援室	措置予定	措置済み
87		○	(東大阪市シルバー人材センター)発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表の作成について	労働雇用政策室	措置中	措置済み
88		○	(東大阪市シルバー人材センター)民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について	労働雇用政策室	検討中	措置済み
89	○		(東大阪市シルバー人材センター)回収不能未収金の回収不能処理について	労働雇用政策室	措置済み	
90	○		(東大阪市シルバー人材センター)財務規程に従った固定資産の現物照合について	労働雇用政策室	措置中	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
1	63 ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	組織再編を行った場合には、その再編目的の達成・進捗についての自己評価がなされるべきである。市としての基本目標・政策的意図の達成に組織再編がどのように貢献したのか、再編に込められた組織目標が各課の施策立案に反映されているか、という評価軸での自己評価である。 再編対象となった各部署が実施する個々の施策についての評価の集積とは別次元のものである。今回の監査対象に即して述べると、「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れをつくる」ための個々の施策の進捗・達成状況そのものについての自己評価ではなく、組織再編として「都市魅力産業スポーツ部」が創設された、そのことにより、何ができるようになったのか、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、それまでの組織的課題が解決されたのか、という問いに答える自己評価である。 これは今回の直接の調査対象となった都市魅力産業スポーツ部のみの話ではなく、組織再編に関わる市の組織と職員が意識し対応すべきことであって、政策的意図を有する今後の組織再編に際しては、特に市のマネジメント層が、組織的な課題とその改善に対する明確な認識をもって、上記の自己評価に対処されたい。	行財政改革課	今後、組織再編を行う際には政策的意図を踏まえた検討を行う予定です。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
2	63 ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	令和2年度の組織再編において、経営企画部がとりまとめた、「令和2年度組織機構改正」において、スポーツビジネス戦略課については、ラグビーワールドカップを契機に「スポーツのまち」として、人の流れを呼び込むスポーツ関連施策を展開し、交流人口の増加、市内のスポーツ関連企業への販路開拓(支援)など市域活性化を目指すものとされていた。 しかし、組織再編によって、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、という点については、上述したように、一定のPRや集客効果が定性的に説明されるにとどまっている。組織再編前後において、各施策におけるアウトカムあるいはアウトプットとしての指標が、曖昧あるいは目的との適合性が十分ではなかったから、その後の自己評価も難しいということではないかと考えられる。 今回の監査対象とした都市魅力産業スポーツ部においては、RWC2019大会に伴う経験知とその後の組織再編の効果について振り返るとともに、今後の部としての目標をアウトカムによって明確化する過程を通じて、同部内の複数課による協働が有する効果を明確化する、また、RWC2019大会を含む各種イベント経験知をレガシーと関連付けて再認識することが必要である。	都市魅力産業 スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019を契機とした部の施策実施においては、組織再編により従前と比べ、連携が図りやすく各事業にもたらした効果についても一定の評価をしています。今後は指摘内容をふまえ事業実施の際にはこれまでの部の取組みを振り返り、自己評価とそれに必要な効果指標の構築手法を検討してまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
3	73 ページ		○	課題解決に応じた 施策の成果(アウトカム)の設定と、 具体的活動が成果に結びつく仮説 (ロジック)についての検討・検証に ついて	個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。そのことが、事後評価を曖昧なものにしてしまい、どのように施策を改善・改廃していけば良いかについての積極的な検討の妨げとなっているように見受けられる。 まずは、現在の施策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらすものであるのかということについて、そのロジック(仮説)も含めて見直す必要がある。ロジックの構築とアウトカムの設定、その具体的測定方法が検討されなければならない。 アウトカムそのものを重視するというよりも、施策の活動がアウトカムの向上に繋がっているのか、ロジックを検証して活動を変えてみることで、その試行錯誤が重要である。それには、定量的なアウトカムが設定できれば効果的ではあるが、必ずしも適したデータが入手できるとは限らないから、アンケートやヒアリングなどの定性的な分析によって、施策の受け手にどのような変化が生じたのかを理解しロジックを検証することが有意義である。 ロジックの構築は容易ではなく一定の見込み違いが不可避であることは言うまでもないが、その見込み違いが明らかになり次の活動に活かされることこそが重要であるため、その試行錯誤に対する理解と許容が重要な前提となることにも留意されたい。	都市魅力産業 スポーツ部	今後、同様の事案に取り組む際には指摘内容に基づいたスキームを構築できるように努めてまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
4	73 ページ		○	委託に関するルールについて	給付の完了を確認する検査と共に、契約の適正な履行を図るために「監督」を行うことが必要な場合もある。検査のみによっては給付内容の確認に万全を期すことができないものについて、その履行の過程に立会い、履行の適合性・充分性や工程の管理状況を確認し、相手方に指示等を行うことである。(地方自治法第234条の2、同施行令第167条の15参照) 一定期間にわたる給付を約する委託については、今回の調査の限りでは、検査にとどまっている場合が多く見受けられたが、給付を受ける期間の途中において監督を行うことが、受託者に対する牽制も兼ねて有効であり、市がいわゆる監督責任を果たす一助にも繋がるものと考えられる。 一方で、監督の実施に伴うコスト、経済性についても考慮しなければならず、役務の給付を目的とする委託に対する監督を、実務上どのようにどの程度まで行うのかは、受ける役務が多種多様であることも相まって、一義的に定めることは難しい。但し、そうであるが故に、実務上の指針たるべき手引書等においていくつか具体例を示すことが求められる。今回の調査で個別に取り上げたように、給付が行われている現場での打ち合わせ等の機会を利用して、仕様に沿った給付が行われているかを確認し記録に留めておくことは、効果的効率的な一例である。 併せて、検査についても、その範囲、深度やチェックポイントを例示することが有用である。	契約課	契約の適正な履行を図るため、令和7年4月1日より手引きにて、契約履行の監督・検査についてより詳しく説明し、実務上の具体例を示しています。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
5	74 ページ		○	委託に関するルールについて	「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」であっても、契約保証金を免除するには、「各委託先の財政状況等を検討」することが求められる旨が、手引書により示されている。しかし、検討に際しての具体的な指針がなく、現場は対応しあぐねている状況と見受けられる。 契約保証金は、契約相手方の義務の履行を促進することを目的とするものであるから、履行しないおそれがないとの判断、即ち今後の業務遂行に関わるような財政状況、例えば、債務超過である、直近2年間連続して赤字決算である、というような状況にないことを確認するというような運用指針が、一案として考えられる。	契約課	令和7年4月1日より手引きにて、契約保証金を免除する際の契約の履行の担保として、財政状況を調査するよう努める等の検討指針を示しています。また、その旨を令和7年3月10日付で庁内へ通知しました。	措置済み
6	75 ページ		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	今回の監査において、監査対象部局が所管する外郭団体に往査を行い、監査テーマに関連する範囲でその管理運営状況について調査を行ったが、契約規程がないとか、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規程の未整備や規程からの逸脱が散見された。 東大阪市は、外郭団体において、契約や資産・財務管理等に関する基本的な規程の整備とその遵守が励行されるよう、外郭団体の組織運営・管理に係る一般原則を定め、それに即して外郭団体が組織的に運営されるよう尽力されたい。一定のガバナンスの上に自主性は尊重されるべきものである。	行財政改革課	外郭団体における一般原則規程の整備について検討してまいります。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
9	79 ページ		○	中小企業融資事業に係る金利水準の効果検証について	制度開始から15年が経過しているが、設定している金利を継続していることについて効果検証を実施していない。事業開始から一定期間が経過し、経済情勢も大きく変化していることを踏まえ、東大阪市の今後の財政見通しや同制度を実施している他市の状況を考慮し、また、金融機関からの意見を入手するなどを行い、現在設定している金利の効果を検証しておくことが望まれる。	産業総務課	金利の引き上げについて府内の他自治体と意見交換をおこない府内で最も低い金利を実現している現在の金利について事業者支援の観点から継続すべきであると判断いたしました。また、預託金融機関のなかから利用が多い金融機関の支店長と意見交換をおこない現金利での制度の継続は可能とのご意見をいただきました。以上の2点をもって現制度の金利について妥当性があるという判断に至りました。	措置済み
26	114 ページ		○	若者自立支援援助事業に係るアウトカム指標の設定について	事業の効果指標として、進路決定者数を指標としているが、定着率についても指標に追加することを検討されたい。	労働雇用政策室	就職者に対して、電話等により定着状況の確認を行っており、令和6年度の仕様書より定着率についても国に準拠する形で目標値を設定しております。	措置済み
28	118 ページ		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	過去において、体験者数枠の関係で、申込者の一部がモノづくり体験教室を体験できない状況となっている。モノづくり体験教室の申込者全員が、モノづくり体験教室を体験できるよう過去の申込者数等を参考に、体験者数枠の拡大について検討されたい。	モノづくり支援室	体験教室は14種の科目があり科目によって内容や講師企業、材料費が異なります。原材料費や人件費の高騰なども踏まえ総合的に判断し、対象学年である小学校3～6年生までの4年間に1度は体験教室の受講ができるよう体験者数枠の確保に向け調整してまいります。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
29	119 ページ		○	モノづくり教育支援事業に係る再委託の中身について	事務全般の業務について再委託に出されており、再委託費が委託費の大半を占めているにもかかわらず、再委託費の中身について所管所属は詳細な検討をしていない。再委託費の中身について検討することが望ましい。	モノづくり 支援室	再委託先は東大阪市の製造業異業種交流グループに過ぎず、次世代を担う人材を育成することを目的とした受託事業者との連携により、当該事業の目的を達成することができます。なお、再委託の中身、とりわけこれまで不透明であった事業調整推進費については、事務局機能を担う人件費であり、当該従事者の業務割合を考慮すれば妥当な経費であることを令和6年度中に確認し、確認した内容を踏まえて、令和7年度の契約について再委託の承認を行っています。	措置済み
33	125 ページ		○	オーパススポーツ施設情報システム経費に係る効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について	施設利用者の増加を期待するとしながらも、目標値が設定されていない。また、事業の有用性をより高めるためにオーパスシステム利用者からアンケート等によるフィードバックを徴取し、当該フィードバックを分析し、活用することを検討されたい。	市民スポーツ 支援課	令和6年9月に施設利用者に向けてアンケートを実施し、その結果をもとに各施設にフィードバックしております。今後も利用者の増加を図ることを目的として定期的にアンケートを実施し、その結果を踏まえた運営改善に取り組んでまいります。あわせて、アンケートの内容についても適宜見直しを行い、利用者増に資する分析と改善を進めてまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
34	128 ページ		○	地域就労支援事業に係る効果指標の追加検討について	事業の効果指標として、相談件数、就労者数を指標としているが、事業の評価としては、相談を受けて就労した方が、その後も一定期間就労し続けているのか、どのような変化が生じたのか等についても、把握することが有用であると考えられるから、本人にヒアリングをするということなども、検討されたい。	労働雇用政策室	令和6年度より、就職後の状況を把握し、本事業が効果的に行われているかの参考とするため、就職者に対して、電話により定着状況の確認をしております。	措置済み
40	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る同行・立会いによる監督結果の記録について	委託業者によるレクチャーについては市の職員が同行し、仕様書の内容に基づき実施状況を確認しているとのことであるが、正式な様式に監督の実施として記録されているものではなく、同行した全件分の記録が残っているわけではない。同行した全件分について、監督の実施として確認結果の記録を正式な様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	商業課	令和6年7月より開始した委託業者による事業者支援について、市職員が同行し、同行時に事前に定めた様式を用いて内容を記録しました。	措置済み
41	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について	レクチャーの評価について、東大阪市は一部の個店をピックアップし直接ヒアリングを実施している。しかし、ヒアリング結果の記録については、正式な報告様式に即しているわけではない。正式な報告様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	商業課	令和6年7月より開始した、委託業者による支援実施後、一部の事業参加者をピックアップし、市職員が直接事業評価のヒアリングを、事前に定めた様式を用いて内容を記録しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
42	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る効果指標の設定について	当該委託においては、「個店の売上増加」を事業の目的とするものの、来店客の増加を効果指標として設定されているとのことである。 最終的なアウトカムに相当する当初の期待は「個店の売上増加」であることから、令和6年度からは個店の売上増加を効果指標として設定し、効果検証のための売上高把握を含めた事業設計を検討されたい。	商業課	本事業の効果指標として「個店の売上増加」を設定し、支援実施後に参加者に対してアンケートを行い効果を検証しました。	措置済み
43	138 ページ		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る見回り実施の日付及び時間の報告について	見回りに従事した者の氏名や従事日数、有害鳥獣の捕獲数は報告を受けているが、従事した日付や時間の報告は受けていない。 日誌等で従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、見回りが適時に実施されていること、及び委託料算定の要素である従事日数と整合していることまで確認することが望まれる。	農政課	令和6年度から、従事した具体的な日付や時間については、新たに様式を定め、その様式により報告を受け、従事日数との整合性の確認を行っております。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
44	138 ページ		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る決算報告書の数値の正確性及び適切性について	受託業者より決算報告書を入手しており、本事業に要した項目ごとの支出が記載されているが、内訳明細は把握できていない。 次期以降の委託料積算に役立てるためにも、各費目が具体的に何に要した支出を表しているのか理解することは重要であるから、更なる内訳明細を徴取するなどして、決算報告書の数値の正確性及び適切性について確認することを検討されたい。	農政課	令和6年度から、当該契約における見積を単価方式に変更し、決算報告時には各項目の数値について証拠書類とともに報告を受け、数値の正確性及び適切性について確認を行っております。	措置済み
60	158 ページ		○	(総合体育館) 収支報告書の支出項目の検証について	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合、内容確認を実施することが望ましい。	市民スポーツ支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の内容を指摘し、正確な報告書の作成の指導を行いました。決算項目については妥当であると確認しておりますが、報告書の提出時に項目に適した決算報告がされているのか令和6年度の報告書について確認を行いました。 また、疑義が生じた場合には請求書や領収書を入手し、突合を行っております。	措置済み
62	159 ページ		○	(総合体育館) 実地棚卸の実施結果及び規程について	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施するべきである。	市民スポーツ支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の指摘を共有しました。令和6年度の年度末に実施した実地調査にて実施結果の記録を残しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
63	162 ページ		○	(スポーツホール) 収支報告書の支出項目の検証について	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の内容を指摘し、正確な報告書の作成の指導を行いました。決算項目については妥当であると確認しておりますが、報告書の提出時に項目に適した決算報告がされているのか令和6年度の報告書について確認を行いました。 また、疑義が生じた場合には請求書や領収書を入手し、突合を行っております。	措置済み
65	163 ページ		○	(スポーツホール) 実地棚卸の実施結果及び規程について	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の指摘を共有しました。令和6年度の年度末に実施した実地調査にて実施結果の記録を残しました。	措置済み
66	166 ページ		○	(東体育館) 収支報告書の支出項目の検証について	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の内容を指摘し、正確な報告書の作成の指導を行いました。決算項目については妥当であると確認しておりますが、報告書の提出時に項目に適した決算報告がされているのか令和6年度の報告書について確認を行いました。 また、疑義が生じた場合には請求書や領収書を入手し、突合を行っております。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
68	168 ページ	○		(東体育館) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の指摘を共有しました。令和6年度の年度末に実施した実地調査にて実施結果の記録を残しました。	措置済み
69	171 ページ	○		(市民ふれあい ホール) 収支報告書の支 出項目の検証に ついて	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の内容を指摘し、正確な報告書の作成の指導を行いました。決算項目については妥当であると確認しておりますが、報告書の提出時に項目に適した決算報告がされているのか令和6年度の報告書について確認を行いました。 また、疑義が生じた場合には請求書や領収書を入手し、突合を行っております。	措置済み
71	173 ページ	○		(市民ふれあい ホール) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にて左記の指摘を共有しました。令和6年度の年度末に実施した実地調査にて実施結果の記録を残しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
72	177 ページ	○		(東大阪ツーリズム振興機構) 契約規程の整備について	契約規程が作成されていなかった。	国際観光室	ライセンスを受けて実施するイベント等取り組み事業の特殊性もあり、通則的な契約規程によりカバーすることが難しい場合もありました。今後考えられる契約の形態も想定し、令和7年度中に整備したいと考えています。	措置予定
74	178 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構) 事業効果の検証について	東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業として、每期同様の事業を再委託し、再委託先から成果品を入手しているものの、当該事業の効果について検証がされていない。每期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。	国際観光室	令和6年度のひがしおおさか体感まち博においては、着地型観光のコンテンツ化をめざし、通年で開催するプログラムを導入しました。その結果、参加46事業者のうち32事業者が通年開催となりました。また、令和7年度の東大阪体感まち博に向けては、アンケートにより「50代の女性が一番多く、家族連れでの参加が多い」また「子供連れの参加者が多い」という結果から、「子育て世代層の35歳～55歳の女性」をターゲットとしたプログラムの造成に取り組むなど、実施結果をフィードバックした取り組みを目指しています。他に体験プログラムにアンケート実施を組み込むことを必須とすることにより、アンケートの回答率を向上させ次年度につながる仕組みの構築を図ります。	措置中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
76	179 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構)市と連携したマネジメントについて	中期経営計画では事業効果としてアウトプット、アウトカム指標を設定し、東大阪市と連携しながら適切にマネジメントをしていくことが必要である。	国際観光室	令和6年3月に策定された観光振興計画を受けて令和6年度中に中期計画を策定すべく作業を進めてきたが、令和7年3月に観光庁の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が改正され、観光地経営戦略の策定が義務化され、新たにKGI(重点目標達成指標)として「経済波及効果」の計測、KPIとして「来訪者数の平準化率」、「観光従事者の平均給与額」、「住民の持続可能な観光に対する満足度」が加えられるなど、大幅な変更があり、令和7年10月から施行されますが、これとの整合性のある中期計画の策定が必要となり、令和7年度中に策定を目指します。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
77	181 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構) 再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	再委託先との契約継続を行う場合の判断基準として、定性的な評価基準ではなく、客観的定量的な評価基準を設定しておくことが望まれる。	国際観光室	当機構の事業全般の企画・運営においては、委託事業者の組織力を活用するマネジメント・コンサインメント方式の委託契約を締結しており、3年～5年の継続的な業務委託により成果を上げてもらうことを意図しています。このため、契約は単年度ですが、実績を見て継続して契約することを可とする条文を設けています。 令和7年度の契約締結に向けては、令和7年2月の理事会において、主要事業の進捗状況の資料により客観的な各事業への取り組み状況を報告し、これを踏まえて継続して契約する判断をいただき、また、市としてもこのような状況を確認し、再委託を承認しているものです。	措置中
81	184 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) アウトカムを含む情報開示について	事業計画及び事業報告書を每期公表しているが、各事業の計画に係る数値情報及び実績との比較情報が記載されておらず、また、事業報告書では事業実績や財務諸表を公表しているが、事業実施に係るアウトカム情報までは記載されていない。今後の情報開示について検討すべきである。	モノづくり支援室	令和7年度より、各事業における成果指標を「成果指標一覧」を別添としてまとめ公開いたしました。今後、事業の計画策定時においても目標数値を記載するとともに、随時指標の見直しも検討してまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
83	185 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 共通経費の各事業への按分比率について	共通経費の公益事業と収益事業への按分比率は、過去の利用者の比率に基づき設定しているが、その後の実績の把握は行っていない。按分比率が実態に合っていることを確認するために、決算ごとに実績を把握し、按分比率の見直しの可否を検討することが望ましい。	モノづくり支援室	令和6年度の決算より、実績を検証し、また、決算ごとに適切な按分比率に反映させることとした。	措置済み
86	186 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 固定資産の実査について	固定資産の実査に関する規程が定められておらず、定期的な実査が実施されていない。	モノづくり支援室	令和6年4月1日付で規程整備を行い、これに基づき定期的な実査を実施しております。	措置済み
87	189 ページ		○	(東大阪市シルバー人材センター) 発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表の作成について	発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表が作成されていない。発注者からのヒアリングを通じて得られたコメント記録を基に、満足度評価の視点から分析取りまとめを行い、コメント一覧の共有や会員との意見交換により提供サービスに係る品質向上に対する取組みを実施することで、組織的な説明責任を果たすべきである。	労働雇用政策室	令和5年12月より、訪問した発注者とのヒアリング内容の結果一覧表を作成しております。基本的に新規就業又は会員が交代し就業した際、一定期間経過後にヒアリングを行い、職員間での情報共有及び会員との意見交換を行うことで、提供サービスの向上に努めております。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
88	189 ページ		○	(東大阪市シルバー人材センター) 民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について	民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率に差異が設けられている。事務費率に差異を設ける特段の事情がない限り見直す必要がある。	労働雇用政策室	東大阪市シルバー人材センターに確認したところ、公共団体からの受注は、民間からの受注に比べ、提出種類等が多いことから、事務量も多くなっており、それが事務費の差となっております。今後も事務量の差にあわせた適切な事務費の設定を行ってまいります。	措置済み
90	190 ページ		○	(東大阪市シルバー人材センター) 財務規程に従った固定資産の現物照合について	財務規程を十分認識できていなかったため固定資産の現物照合を行っておらず、また、東大阪市もその状況を把握していなかった。財務規程の周知徹底を行うとともに、財務規程に従い毎事業年度1回以上固定資産台帳との現物照合を実施し、また、東大阪市は当センターの現物照合の実施状況をモニタリングするべきである。	労働雇用政策室	ご指摘を踏まえ、財務規程に従い、令和5年度より事業年度1回は固定資産台帳との現物照合を実施しています。 労働雇用政策室としても令和6年度から年度1回モニタリングを実施しております。	措置済み